

交際費及び食糧費の支出の相手方の情報の開示について

交際費及び食糧費の支出の相手方の役職や氏名に関する情報は、本来は個人情報として不開示情報にあたりますが、公費の用途を明らかにする公益性の観点から、個人情報の例外として開示する取扱いとします。

どのような場合にどのような情報が例外的に開示される情報となるのか、その基準を情報公開条例施行規則で定めています。

開示基準(山形県情報公開条例施行規則第5条第2項)

- (1) 交際費の支出に関する情報に含まれる当該交際費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、病気等の見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報を除く。
- (2) 食糧費(企業管理者においては会議費又は雑費のうち飲食に係る経費。以下同じ。)の支出に関する情報に含まれる当該食糧費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、当該支出の対象となった個人の職業、地域社会又は私生活における権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

考え方

交際費の支出の相手方が開示される場合

知事をはじめ各実施機関において、交際費の支出を伴った交際を行った相手方の所属、役職名、氏名等を開示します。

例えば以下のような方が開示の対象となります。

交際費で懇談等の経費の支出を行った場合、経費を負担した当該懇談相手香典の場合、お悔やみの対象となった故人及び香典を受領した喪主の方等特定の個人の祝賀会や追悼式の会費等の場合、お祝いや追悼の対象となった方祝賀会や葬儀にあたり生花を贈った相手方
会合等の会費や参加負担金の支出の場合、案内状や領収書等に記載のある主催者の代表者、発起人、幹事、会計等

交際費の相手方が開示されない場合

原則的には全ての交際の相手方の情報を開示する取扱いとなりますが、病気やけがの見舞いの支出のうち、見舞いの相手方の病気等が公にされておらず、療養していることが周知の事実ではないような場合については、見舞いの相手方の病気等を明らかにしてしまふことから、氏名等の情報は不開示となります。

食糧費の支出の相手方が開示される場合

例えば、県が主催する会議や懇談等において飲食が提供される場合など、各実施機関において食糧費の支出により経費が負担されている飲食の提供を受けた方について所属、役職名、氏名等を開示します。

原則的に開示する取扱いとなりますが、個々の事案の内容に応じて、食糧費により飲食の提供を受けた方の権利利益が**不当に**侵害されると判断される場合には、不開示とすることがあります。

開示される支出の内容

支払金額、支払年月日、債権者、支出の内容(目的)、支払いの内訳等の情報が開示されます。

他の不開示情報の規定に該当する場合は、不開示となります。

開示基準が適用される公文書の範囲

この開示基準に基づき交際費及び食糧費の相手方の情報が開示されるのは、以下の公文書についてとなります。

平成16年7月1日以降に支出された交際費及び食糧費に関する公文書